

仕 様 書

- 1 件 名 健康診断用器具滅菌業務委託【単価契約】
- 2 目 的 健康診断用器具（耳鏡・鼻鏡・歯鏡）の納品、回収、洗浄、乾燥消毒・滅菌、保管及び管理
- 3 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 場 所 酒田市立琢成小学校 外27校
- 5 契約方法 契約は、1本当たりの単価及び1回（1往復）当たりの単価契約とする。

6 内 容

健診日の前々日までに健診器具を指定された学校まで必要数（予備分を加えること）を納品し、終了後回収すること。（前々日が学校休業日の場合は3日前まで納品すること。）健診日及び場所等の詳細については、契約後に追って連絡する。

洗浄、乾燥、消毒・滅菌、保管及び管理すること。

予定数量	① 春の定期健康診断			② 秋の歯科健診			③就学時健康診断
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校
耳鏡（本）	3,864	760	4,624				689
鼻鏡（本）	3,864	760	4,624				689
配送（往復） （回）	35	10	45				17
歯鏡（本）	7,728	4,324	12,052	7,728	4,324	12,052	1,378
配送（往復） （回）	35	21	56	35	21	56	17

7 業務遂行にあたり必要な資格

院外滅菌消毒業務について、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たし、医療関連サービスマークを取得していること。

8 業務完了報告等

受託者は、配送計画を作成し、委託者へ提出するものとする。また、①②③各々の健康診断業務終了後、遅滞なく実績報告書等を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。

9 検 収

健診器具の納品個数は、納品時、各小・中学校長が検収する。

10 委託料の支払

委託料は、使用した本数並びに配送回数（実績）に委託単価を乗じて算出される金額を各健康診断（①春の定期健康診断、②秋の歯科健診及び③就学時健康診断）完了後の3回払いとする。委託者は、受託者より正当な請求書を受け取ってから30日以内に受託者に対して支払うものとする。

11 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託しないこと。

12 秘密の保持等

受託者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部へ洩らし、又は他の目的に使用しないこと。契約終了後も同様とする。

13 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。